

人口減少社会における公共施設等に関する 地方行財政制度の在り方に関する調査研究

平成 29 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

1 はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、多様化する住民ニーズに的確に対応し、地域の特性を活かしながら、安心・安全の確保、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の高度化・複雑化する諸課題の解決に取り組まなければなりません。

また、地方分権の進展に伴い、住民に最も身近である地方公共団体が、自らの判断と責任において担うことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

地方では、景気の回復がまだ実感できず地方財政の財源が大幅に不足する中で、公共施設の老朽化等による更新費用の増大に的確に対応するとともに地方交付税等の一般財源の充実確保が極めて重要であります。

このような背景から、今年度の研究会では、公共施設等に係る政策運営や地方財政の問題を中心に人口減少社会における公共施設等に関する地方行財政制度の在り方を考察し、その考えを整理しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の方々から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成 29 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 山中 昭 栄

目 次

研究概要	3
第1部 災害復旧・復興のための財源スキーム	5
第1章 災害における主な地方財政措置について	7
第2章 熊本地震に係る地方財政措置について	13
第2部 投資的経費にかかる補助金	17
第1章 後進地域特例制度と過疎・辺地対策について	19
第2章 事業費補正について	25
第3章 社会資本整備総合交付金について	29
第3部 「地方財政の見える化」と公共施設総合管理	37
第1章 地方財政の「見える化」	39
第2章 新潟市財産経営推進計画による取り組み	59
第4部 財務会計制度のあり方	75
第1章 財務会計制度の歴史的展開について	77
第2章 財務会計制度の見直しと監査制度について	85
第3章 地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告について	101
第5部 第三セクターと地方公営企業の改革	113
第1章 公営企業・第三セクターの経営改革	115
第6部 平成29年度予算	143
第1章 平成29年度地方財政計画について	145
第2章 平成29年度「社会保障の充実」等について	161

第7部 今年度の研究のまとめ	171
投資的経費の財源措置のあり方をめぐって	173
委員名簿等	187

研究概要

・ 研究概要

1 本調査研究の趣旨

日本の人口は減少局面に入っており、平成 27 年国勢調査によると、日本の総人口は、平成 27 年 10 月 1 日時点で 1 億 2,709 万 4,745 人と、平成 22 年の前回調査から 96 万 2,607 人減り、大正 9 年（1920 年）の調査開始以来、初めてのマイナスに転じた。

このように人口減少が進む中、地方公共団体においては、高度経済成長期に大量の公共施設やインフラが建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれている。また、地方財政は依然として厳しい状況にあり、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、一層困難となる可能性があることから、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある。このため、総務省においては、各地方公共団体に対し、平成 28 年度末までに公共施設等総合管理計画を策定するように要請しているところである。

以上のような背景から、今年度の研究会では、人口減少社会における公共施設等に関する地方行財政制度のあり方や個別分野における喫緊の行政課題を中心に、委員及び行政側の発表並びに意見交換に加え、地方公共団体からの意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会でのこの自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

2 研究会の開催経緯

今年度は、人口減少社会と公共施設等に係る地方行財政制度に関するテーマを中心に、全 5 回の研究会を開催した。

第 1 回研究会（平成 28 年 4 月 28 日開催）では、経済財政諮問会議での議論を受けた、公共施設等総合管理計画の策定や地方公会計の整備促進など地方財政の「見える化」の取組と、公営企業・第 3 セクターの経営改革の取組について報告・質疑が行われた。

第 2 回研究会（同年 5 月 26 日開催）では、平成 27 年 12 月に地方公共団体の財務制度に関する研究会の報告書がとりまとめられたことから、財務会計制度の見直しについて、また、平成 28 年 3 月に議会制度や監査制度等のあり方に関する第 31 次地方制度調査会の答申が出されたことから、監査委員制度について、それぞれ報告・質疑が行われた。あわせて、財務会計制度の歴史的展開についても報告・質疑が行われた。

第 3 回研究会（同年 7 月 21 日開催）では、投資的経費に対する財政措置の歴史を振り返るという観点から、「後進地域特例制度と過疎・辺地対策」、「事業費補正」及び「災害における主な地方財政措置」について歴史的経緯も含めた報告があり、質疑が行われた。

新潟県、新潟市及び長岡市を調査対象とした事例研究（同年8月25日～26日実施）では、公共施設等総合管理計画に基づき、地域住民と協同して公共施設の維持管理や老朽化更新、統廃合・集約化に取り組む事例や、中心市街地の活性化を目指して都市機能の集積に取り組む事例などを視察し、公共施設等に関する地域の現状と課題を把握した。

第4回研究会（同年11月15日開催）では、統一的な基準による地方公会計の整備に関する最新の議論の動向として、平成28年10月にとりまとめられた「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告」について報告があり、質疑が行われた。あわせて、投資的経費に係る国庫補助金の代表例である社会資本整備総合交付金と、平成28年4月に発生した熊本地震に係る地方財政措置についても報告・質疑が行われた。

第5回研究会（平成29年3月10日開催）では、今年度の議論の総括として、平成29年度の地方財政計画及び社会保障の充実等をテーマに議論が行われた。

第1部 災害復旧・復興のための財源スキーム

災害における主な地方財政措置について



平成28年7月21日

総務省自治財政局財政課

理事官 八矢 拓

災害における主な地方財政措置概要（市町村の事例）

○施設の復旧に係る地方財政措置（地方債＋交付税）

- ・補助災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：95%）
公共土木、農林水産施設等の国庫負担事業等に伴う地方負担に対する措置
- ・単独災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：47.5～85.5%）
国庫補助対象外の公共施設等の復旧事業に対する措置
- ・小災害復旧事業（充当率：100%等 交付税措置：66.5～100%）
激甚災害の被災団体が行う国庫補助対象外の小規模事業に対する措置
- ・公営企業災害復旧（充当率：100% 交付税措置：1/2）
元利償還金に対する一般会計から公営企業会計への繰出額に措置

○災害時の個別の財政需要に対する地方財政措置（特別交付税）

- ・災害等廃棄物処理（地方負担額×0.8）
環境省の国庫補助事業に伴う地方負担に対して措置
- ・応援職員派遣の受入れ（受入れ経費×0.8）
災害復旧等に従事するため、地方自治法の規定による
中長期派遣職員の受入れ経費に対して措置
- ・応援経費（応援・被災者受入れ経費×0.8（上限））
被災地周辺自治体が被災市町村に対して行った応援職員の派遣や、被災者受
入れ等の経費を措置
- ・文化財の災害復旧（地方負担額×0.8）
民間所有の文化財の復旧に対する市町村の任意の補助に対して措置
- ・地方税の減免による減収（歳入欠かん債の元利償還金×0.57）
激甚指定を受けた団体が、地方税等の減免による財政収入の不足を補う
ために発行する地方債（災害復旧事業費が標準税収入を超える場合等が要
件）について、後年度の元利償還金に対する措置

○災害時の財政需要に対する包括的な措置

- ・災害復旧事業費に基づく算定（特別交付税）
災害復旧事業費 × 0.03
- ・り災世帯数等に基づく算定（特別交付税）
り災世帯数、全壊・半壊家屋件数
死者・行方不明者数等 × 単価

○その他個別の被災状況に応じた措置

- ・災害時の被災者支援のため、国庫補助
事業を拡充にあわせ、地方負担に特別交
付税措置を行う例あり
例：H25年度の大雪対策に係る農業用
ビニールハウス等の再建・撤去
- ・大規模災害時に国庫補助事業の隙間を
埋める単独事業を行うため、復興基金に
対して交付税措置を行う例あり
例：阪神・淡路、中越、東日本大震災等で復興
基金を設置

○東日本大震災に対する地方財政措置

復興財源により特別に財源を確保したうえで、
東日本大震災の復旧・復興事業のための
補助事業・単独事業の地方負担を全額措置

災害復旧に係る地方債措置等

●補助災害復旧事業債

国の補助を受けて行う災害復旧事業又は国が直接行う災害復旧事業に係る地方負担額に対し、地方債を同意(許可)

<充当率> 公共土木、公立学校施設 100%
農地・農林漁業施設 90%

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の95%を基準財政需要額に算入(普通交付税より措置)

●単独災害復旧事業債

国の補助を受けずに単独で行う災害復旧事業に対し、地方債を同意(許可)

<充当率> 公共土木、公立学校施設 100%
農林漁業施設 65%

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の47.5%~85.5%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

阪神・淡路大震災を契機として平成7年度に交付税算入率を引き上げ
(従前)28.5%~57.0%
(改正後)47.5%~85.5%

●小災害復旧事業債

1カ所の工事が国庫補助対象外の事業に対し、地方債を同意(許可)

小災害債の対象となるのは、激甚災害の被災団体に一定要件を満たす地方団体

<充当率> 公共土木、公立学校施設 100%
農林漁業施設 50%~80%(被害の大きさや農林施設の種類に応じて変動)

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の66.5%~95%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

2

地方債の元利償還金の算入(地方交付税法抜粋)

≪補助災害復旧事業債の例≫

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの(次項において「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。)
市町村	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇
市町村	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇

3

被災市町村庁舎の復旧に対する財政措置（単独災害復旧事業債）

- 被災庁舎の復旧については、原形復旧相当分の建て替えに要する経費のほか、仮庁舎の設置に要する経費について、単独災害復旧事業債により対応。
- 通常、庁舎の建設については資金手当のための地方債措置のみ（充当率75%、交付税措置なし）となっている。

		庁舎の災害復旧に係る地方財政措置
建替え	建設工事	◇地方債（一般単独災害復旧事業債） 充当率100% 交付税措置率47.5%～85.5%（財政力補正） ※解体撤去については、以下の条件を満たす場合に、起債可能。 ①既存施設を撤去しなければ、施設の新増築ができない。 ②解体工事と同一又は翌年度に、建替え事業が確実に行われる見込みがある
	被災施設の解体撤去（建替えと一体的に実施する場合）	
	用地取得費用 ※移転が必要な場合	
仮設庁舎	設置工事、既存施設の改修工事、リース費用	

※上記のいずれも、原則として、原形復旧相当分に限った措置。

（参考）倒壊の恐れなどがある庁舎について、住民の危険を回避するために、建替えと切り離して、解体撤去のみを応急的に実施する場合も、上記と同様の措置

4

災害に対する包括的な地方財政措置

- 災害復旧事業費に基づく算定

（道府県分）
 ・ 国庫関連災害復旧事業費 × 0.015
 （市町村分）
 ・ 国庫関連災害復旧事業費 × 0.03

- リ災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、死者・行方不明者数等に基づく算定

（道府県分）
 ① リ災世帯数 × 17,600円
 ② 農作物被害面積 (ha) × 3,200円
 (被害面積30%超) (ha) × 5,400円
 ③ 死者・行方不明者数 × 875,000円
 ④ 障害者の数 × 437,500円

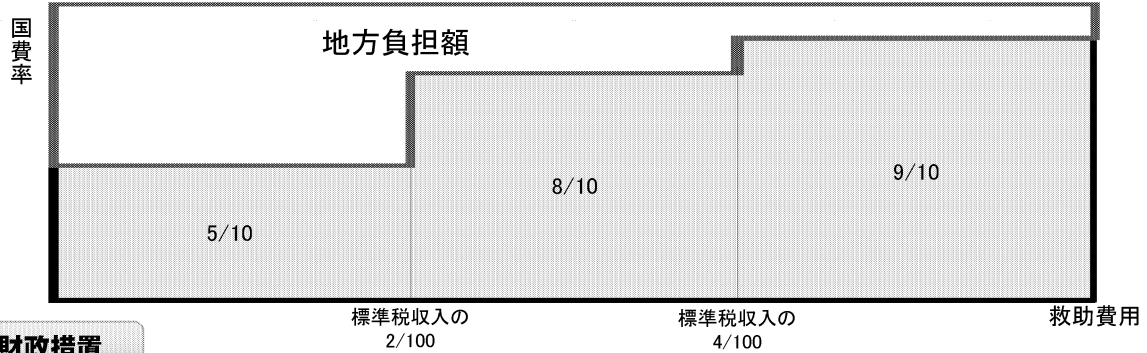
（市町村分）
 ① リ災世帯数 × 23,500円
 ② 全壊家屋戸数 × 169,400円
 ③ 半壊家屋戸数 × 84,800円
 ④ 床上浸水家屋戸数 × 4,800円
 ⑤ 床下浸水家屋戸数 × 2,700円
 ⑥ 農作物被害面積 (ha) × 6,800円
 (被害面積30%超) (ha) × 9,600円
 ⑦ 死者・行方不明者数 × 875,000円
 ⑧ 障害者の数 × 437,500円
 ⑨ ①～⑧の算定額の合算額 × 0.2

5

災害救助費関係

- 標準税収入に対する救助費用の割合に応じて、国庫負担率が嵩上げになる仕組み。
 - 地方財政措置
 - ① 災害救助費の40%を特別交付税により措置(地方負担額を限度)。
 - ② ①による特別交付税措置残の地方負担額について、100%まで災害対策債を充当できるとし、後年度においてその元利償還金の57%を特別交付税により措置。
- ※ 災害対策債の発行要件を満たす必要あり

国費率と救助費用の関係



地方財政措置

国庫負担 5/10～ 救助費用／標準税収入に応じて 国庫負担率が嵩上げ	特別交付税措置 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)
---	-----------------------------------

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能
 昭和50年代までは災害救助費×0.2(地方負担限度)、昭和51年から平成2年度までは災害救助費×0.3、平成3年度以降は現行の算定方法

6

災害廃棄物処理関係

- 環境省による国庫補助率は1/2
 - 地方財政措置
 - ① 地方負担額の80%を特別交付税により措置。
 - ② 下記のいずれかに該当する団体については、①による特別交付税措置残の地方負担額について、100%まで災害対策債を充当できるとし、後年度においてその元利償還金の57%を特別交付税により措置。
- ※ 災害対策債の要件を満たす必要あり

国費率と地方財政措置

国庫補助 1/2	特別交付税措置 地方負担額×0.8 (平成10年度算定より創設)
----------	--

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

7

災害等に伴う職員派遣について

- 災害等に伴う被災地への職員派遣について、特別交付税による財政措置を講じている。
 - 阪神・淡路大震災に係る応援経費は平成6・7年度に時限的に算定項目を創設。平成12年度以降、以下の内容を一般的な算定項目として創設。
- 地方自治法に基づく職員派遣か否かにより、費用負担を行う自治体が異なるため、特別交付税の対象自治体等が異なる。

	「中長期派遣」	「災害応援」
対象経費	地方自治法に基づく職員派遣の受入れに要した費用	被災地域の応援に要した費用
財政措置の対象	派遣先自治体 (地方自治法の規定により、費用は派遣先自治体が負担する)	派遣元自治体 (短期派遣職員を想定しており、その場合の費用は派遣元自治体が負担している)
算定方法	総務大臣が調査した額(実績額)の8割	・単価方式(※)により算定した額 ※ 応援職員の延べ日数×単価 等 ・総務大臣が調査した額(実績額)の8割 上記のいずれか少ない方(5割保証)
算定期限	12月・3月	
備考	・地方自治法第252条の17に基づく派遣 ・実際には期間の定めはなく、短期での派遣も行われている	地方自治法に基づかない派遣

- 東日本大震災に係る職員派遣について、地方自治法に基づく職員派遣は復興特別交付税により措置(全額措置)し、地方自治法に基づかない職員派遣は通常の特別交付税より財政措置(被災団体は全額、被災団体以外は実績の8割)を行っている。

8

歳入欠かん債・災害対策債について

区分	歳入欠かん債	災害対策債
起債できる地方公共団体 (激甚災害の被災団体で一定の要件を満たす団体)	以下のいずれかに該当する地方公共団体 (1) 災害対策基本法第102条第1項第1号の徴収金の減免額と同条同項第2号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が限度額を超え、かつ、以下の①②のいずれかに該当する地方公共団体 ① 激甚災害に公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の補助災害復旧事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額を超える地方公共団体 ② 激甚災害につき、災害救助法第4条第1項又は第2項に規定する救助が行われた市町村で、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の100分の1に相当する額を超えるもの (2) 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるものとして総務大臣が指定する地方公共団体	
起債対象の事業	以下の徴収金に係る減免による減収額 ① 都道府県及び市町村が課する普通税 ② 使用料(公営企業に係るものを除く)及び手数料 ③ 分担金及び負担金 ※ ①～③が災害対策基本法第102条第1項第1号の徴収金	国庫補助金又は国庫負担金の交付を受けて実施する以下の事業に係る地方負担額 ① 水防対策 ② 災害救助対策 ③ 伝染病予防対策 ④ 病害虫駆除対策 ⑤ 農作物種子対策 ⑥ 湛水排除対策 ⑦ これらに類する対策
充当率・交付税措置	充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率57%(特別交付税)	
償還期間等	償還期間: 4年以内(うち据置期間1年) 起債対象年度: 災害発生年度及び翌年度以降の年度で政令で定める年度	
根拠法令	災害対策基本法 第102条 災害対策基本法施行令 第43条 災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令 第1条	災害対策基本法 第102条 災害対策基本法施行令 第43条 災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令 第2条

9

地方交付税の繰上交付について

① 普通交付税の繰り上げ交付

制度の趣旨

- 災害により多大な被害を受けた地方団体においては、応急対策や復旧対策等のため、様々な資金需要が生じる。このため、**当面の対応に係る資金繰りを円滑にするため、普通交付税の交付時期(4月、6月、9月、11月)の特例として、一定の基準により、交付時期を繰り上げて交付する。**

繰上げ交付の考え方

- 繰上げ交付を要する市町村における基準財政需要額の合計額に対する当該市町村における**公共施設被害額の合計額の割合に応じて、次期交付額の30%から70%。**

要繰上げ交付市町村の公共施設被害額の合計額×0.8 ／当該市町村の基準財政需要額の合計額	繰上げ交付額
10%～50%	次期交付額×30%
50%～70%	" ×50%
70%超	" ×70%

↓
上記の基準に該当しない場合

- 災害救助法が適用された市町村がある場合には、当該市町村について次期交付額の30%(上記の最低基準に該当するものとみなして、繰り上げ交付を行う)。**

② 特別交付税の繰り上げ交付

- 普通交付税の交付時期の終了後**において、災害救助法の適用を受けた市町村や、積雪積算値(毎日の積雪深の合計)が多量となり平年を大きく上回る市町村等に対し、過去の特別交付税の交付額平均をもとに一定額を繰り上げて交付する。

10

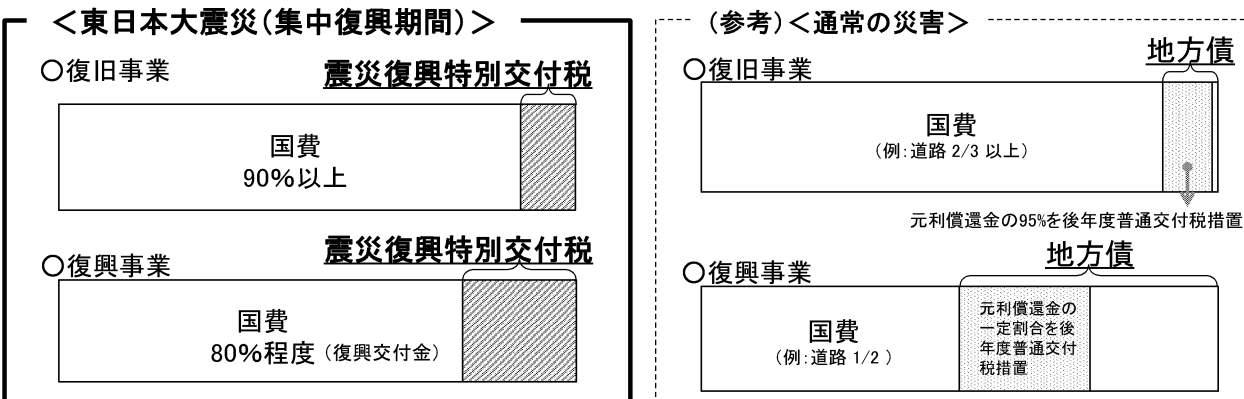
震災復興特別交付税について

平成23年度第3次補正予算において制度を創設。

東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分。

〈主な算定項目〉直轄・補助事業の地方負担額、単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、地方税等の減収額

【イメージ】



震災復興特別交付税について、平成27年度までの集中復興期間中は、その財源を確保。平成27年6月24日の復興推進会議(全閣僚が委員)において、平成28年度から平成32年度の復興事業費を6.5兆円程度とし、復興事業等に係る被災団体の負担について、震災復興特別交付税により、必要な財政措置を講じていくことを決定。

11

熊本地震に係る地方財政措置について



平成28年11月15日

総務省自治財政局財政課

理事官 八矢 拓

熊本地震に係る主な地方財政措置

	事業の内容	国庫補助	地方財政措置
応急対策 復旧・復興	① 災害救助事業 ・避難所の設置や仮設住宅建設等	補助率5/10~9/10 ※標準税収入と事業費の割合に応じ段階的に高上げ	<特別交付税措置> 事業費×0.4(地方負担上限) ※ 28年度は県負担の全額が措置される見込み
	② 応援派遣・中長期派遣職員受入れ		<特別交付税措置> 実績×0.8
	③ 被災者等への税等の減免による減収への対応		<歳入欠かん債> 充当率100%、交付税措置率75%(減収割合の特に大きな団体には最大85.5%まで加算)(従前:57%) ※ 事業所税・都市計画税を発行対象税目に追加(一般ルール化)
	④ 災害復旧事業、災害関連事業 ・公共土木施設等の災害復旧(国庫補助事業) ・再度の災害を防止する事業(補正予算) ・国庫補助を伴わない災害復旧(単独事業) 被災庁舎の災害復旧	国庫補助(公共土木施設等の場合) 7/10~9/10程度 ※激甚指定による補助率高上げ (通常:6/10~8/10程度) 国庫補助(熊本城復旧の場合) 75%又は90%(通常よりも5%高上げ) 国庫補助(宅地被害対策の場合) 1/2(通常:1/4)	<補助災害復旧事業債> 充当率100%、交付税措置率95% →熊本城の復旧について適用 <補正予算債> 充当率100%、交付税措置率80%(通常:50%) ※復興特交創設前の東日本大震災の措置と同水準 <一般単独災害復旧事業債> 充当率100%、交付税措置率47.5%~85.5% ※庁舎被災市町村における交付税措置率は85.5%の見込み <被災庁舎の災害復旧> ・「実面積」から「職員数に応じた標準面積」に見直し(一般ルール化) ・「被災庁舎と分庁舎を合わせた職員数に応じた面積」まで対象拡大
	⑤ 公営企業 ・被災施設の災害復旧 ・被災公営企業の減収対策	8/10(水道・簡易水道・工水) ※阪神淡路並みの補助率高上げ (通常:2/3程度)	【施設復旧】<公営企業災害復旧事業債> 充当率100%、交付税措置率50%(上下水道、病院等) 【減収対策】公営企業の減収対策のための特例債の創設 ※東日本大震災と同様の特例措置
	⑥ 災害廃棄物処理事業 ・被災市町村におけるがれきの処理	補助率1/2+財政負担の重い市町村への環境省基金による追加措置 (通常:補助率1/2のみ)	<災害対策債> 充当率100%、交付税措置率95% 国費の追加措置と併せ、実質負担を事業費の2.5%以下に軽減 ※益城町(現時点見込み):実質負担0.32%(通常:実質負担4.3%)
	⑦ 中小企業等グループ補助金 ※ 過去の実績は東日本大震災のみ	補助率1/2	<災害対策債> 充当率100%、交付税措置率95%
<現時点で見込まれる今後の検討課題> ➢ 宅地被害対策(一部補正予算により対応) ➢ 南阿蘇鉄道の災害復旧 ➢ 熊本市市民病院関係	<地方債> 公的資金の償還期限延長 ・補助・直轄・一般単独災害復旧事業債 10年→20年 ・歳入欠かん等債 4年→15年 ・地方公営企業災害復旧事業債 10年→25年 ・公営住宅建設事業債 25年→30年 ※東日本大震災と同様の特例措置	個別の国庫補助・地財措置の対象にならない、制度の隙間の事業のための地方単独事業に対し、 取崩し型復興基金の創設を支援 ・大規模災害時のみの特例措置 ・今回の基金規模は、東日本大震災の被災3県における復興基金への措置と同様の考え方に基づき算出 ⇒ 熊本県に510億円を特別交付税措置	

熊本地震に係る主な地方財政措置について

自治財政局

激甚災害指定等による国庫補助の拡充・強化とあわせ、復興財源に基づく震災復興特別交付税による措置を除き、阪神淡路大震災以降の震災における最高の措置と同水準の地方財政措置を講じることとし、被災国体の財政運営に支障が生じないよう対処。

主な地方財政措置は以下のとおり。なお、事業費については補正予算ベースの額。

また、(※)印を付したものは、特例措置を講じたもの。

(1) 補助事業

① 公共土木施設等災害復旧事業

公共土木、農林水産施設等の災害復旧に係る国庫補助事業等について、激甚災害指定に伴う国庫補助率等のかさ上げを行った上で、地方負担に対して補助災害復旧事業費を措置。

《公共土木施設の場合》

国庫補助 7/10～9/10程度 ※激甚指定による補助率のかさ上げ (通常：6/10～8/10程度)	元利償還金の9.5%を 交付税措置
補助災害復旧事業費 (充当率100%)	

② 災害廃棄物処理事業(※)

災害廃棄物(がれき等)の処理に係る経費について、通常の環境省の国庫補助(補助率1/2)に加え、特別の措置として環境省の基金による支援措置を創設。国庫補助に伴う地方負担の全額を災害対策費の対象とした上で、その元利償還金に対する交付税措置率を通常57%から95%に拡充。これにより、実質地方負担を通常4.3%から2.5%以下に削減。

国庫補助 1/2 ※被災及び強行等による法外補助	元利償還金の9.5%を 交付税措置
補助災害復旧事業費 (充当率100%)	

※ 通常は、地方負担分について交付税措置80%に加え、交付税措置残分について災害対策費(元利償還金の交付税措置率57%)の発行が可能(発行要件を満たす場合)

③ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(※)

被災した地域の中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設の復旧について補助を行うもの(当該国庫補助事業は、過去には東日本大震災においてのみ実施)。国庫補助事業に伴う地方負担を新たに災害対策費の対象とすることとした上で、その元利償還金に対する交付税措置率を通常57%から95%に拡充。

国庫補助 1/2	地方負担 1/4 元利償還金の9.5%を 交付税措置
災害対策費 (充当率100%)	

④ 補正予算関連(再度の災害を防止する事業等)(※)

再度の災害を防止する事業(被災したがけ地の崩落対策工事等)など国の補正予算に伴う国庫補助事業の地方負担について補正予算債の対象とし、その元利償還金に対する交付税措置率を通常50%から80%に拡充。

国庫補助 1/2等	元利償還金の80%を 交付税措置
補正予算債 (充当率100%)	

⑤ 災害救助事業

被災者に対して行う応急救助(避難所の設置や仮設住宅の建設等)に要する費用について、内閣府の災害救助事業に係る地方負担に対して交付税措置。

国庫負担 5/10～9/10 救助費用/避難者収入に応じて 国庫負担率が嵩上げ	災害救助費×0.4 (地方負担軽減) を交付税措置
平成28年度は 県負担の全額を措置見込み	

⑥ 文化財災害復旧(国宝重要文化財等保存整備事業)

7. 熊本城に係る災害復旧事業

熊本城の文化財の災害復旧に係る国庫補助事業について、特別の措置である国庫補助率のかさ上げにあわせ、地方負担に対して補助災害復旧事業費を措置。

国庫補助 重要文化財(長瀬、宇土線等)：90% 特別支助(ひばり等)：75% (熊本城の特別の措置として通常よりも国庫補助率を5%から上げ)	元利償還金の9.5%を 交付税措置
補助災害復旧事業費 (充当率100%)	

※ 文化財部分以外の公園施設部分の災害復旧については、公共土木施設の災害復旧及び激甚指定による国庫補助率のかさ上げによる枠組み((1)①)により、国庫補助事業の地方負担に対して補助災害復旧事業費を措置。

※ 事業費の634億円は、公園施設部分も含めた熊本城の総被害額(熊本市発表)。

1. 熊本城以外の文化財(民間所有の場合)に係る災害復旧事業

熊本城以外の文化財(民間所有の場合)の災害復旧に係る国庫補助事業の地方負担に対して交付税措置。

国庫補助 70～85% (国庫補助率は原則70%だが、文財の区分や所有団体の収入課率に応じ、かさ上げ)	地方負担の80%を 交付税措置
民間所有者負担	

⑦被災農業者向け経営体育成支援事業(※)

被災した農産物の生産又は加工に必要な施設等(農業用ビニールハウス・畜舎等)の再建等に係る農林水産省の国庫補助事業について、地方団体が任意で負担した場合に措置。

当該国庫補助事業は、「過去に例のないような甚大な気象災害等が生じ、緊急に対応する必要がある場合」に限り実施されるものであり、さらに、国庫補助率のかさ上げ等を実施するとともに、事業に伴う地方負担について交付税措置。

(施設等の再建・修繕、撤去)	
国庫補助 ※熊本県に 係る補助率 (原則 3/10)	地方負担の (70% (再建・修繕) 80% (撤去)) を交付税措置

(2)単独事業
・単独災害復旧事業

国の補助を受けないで単独で行う公共施設等の災害復旧事業に対する措置

元和債還金の4.7. 5~8.5. 5%を 地方公共団体の財源力に充てて 交付税措置
一般単独災害復旧事業債(充当率100%)

(被災した庁舎の復旧) (※)

現行では「被災庁舎面積」を上限としている一般単独災害復旧事業債の取扱いについて、今後は、職員数に応じた標準的な面積までを対象にするとともに、熊本地震の特例として、被災していない庁舎との統合等による面積増加についても対象とする。

当該特例措置は、庁舎の建て替えが必要となる8市町(※)の8施設に適用。これらの市町の一般単独災害復旧事業債に対する交付税措置率については、上限である85.5%になる見込み。

※八代市、人吉市、水俣市、宇土市、天草市、大津町、小国町、益城町

(3)その他
・復興基金の創設(※)

被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、取崩し型復興基金の創設を支援。

熊本地震に係る復興基金の規模は、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、東日本大震災の被災3県における復興基金への措置と同様の考え方にに基づき算出し、特別交付税により510億円を措置(平成28年度第2次補正予算及び地方交付税法の改正により対応)。

(参考1)
災害復旧に係る国による直轄代行
・ 国道325号阿蘇大橋の災害復旧について、道路法に基づき国が直轄事業として実施(代行)

➢ 都道府県が維持・修繕や災害復旧その他の管理を行う国道について、国は、工事が高度の技術を要する場合は、都道府県に代わって自ら災害復旧に関する工事を行うことができるとされている(道路法第13条第3項)。

・ 県道及び南阿蘇村内の村道の一部区間における災害復旧について、大規模災害復興法に基づき国が直轄事業として実施(代行)

(大規模災害復興法について)
➢ 東日本大震災による激震と関連を踏まえ、大規模災害からの復興のために共通する枠組みをあらかじめ法制化するものとして、平成25年に制定されたもの(「大規模災害からの復興」に関する法律)
➢ 熊本地震は、大規模災害復興法で規定する「非常災害」として指定されたことにより、被災自治体が管理する道路の災害復旧事業等に関する工事の代行を国に要請した場合、円滑かつ迅速な復興のために必要があるときは、国が直轄工事を行うことができるとされている(大規模災害復興法第40条(道路法の特例))。

(参考2)
普通交付税の繰上げ交付

応急対策や復旧対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付(県：定例交付額の5割、市町村：定例交付額の7割)。

【これまでの繰上げ交付額】

4月22日(6月定例交付分)	熊本県：266億円、熊本県内16市町村：156億円
5月16日(6月定例交付分)	熊本県内6市町：78億円
6月2日(9月定例交付分)	熊本県：266億円、熊本県内21市町村：189億円
9月2日(11月定例交付分)	熊本県：283億円、熊本県内17市町村：176億円

(参考3)
緊急防災減災事業債(全国において実施)

防災情報の伝達体制等の整備のほか、指定避難所及び災害対策拠点となる庁舎の防災機能を強化するため、緊急防災・減災事業債の対象事業を次のとおり拡充。

- (1)指定避難所(公立学校体育館等)における空調整備を対象として追加
- (2)被害情報一元化・共有機能、救援物資管理機能、罹災証明書発行機能等を有する防災情報システムを対象として追加
- (3)災害対策本部や消防本部等に設置する災害時オペレーションシステムを対象として追加

第2部 投資的経費にかかる補助金

後進地域特例制度と過疎・辺地対策について

平成28年7月21日(木)
 総務省自治財政局財務調査課
 西川 亨

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律について

1 趣旨

後進地域の開発のため重要な開発指定事業の実施を推進するため、当分の間、後進度の強い都道府県(財政力指数が0.46未満)について開発指定事業に対する国の負担又は補助の割合の特例を定める措置によって、財政力の乏しい都道府県における開発指定事業に係る負担を軽減し、後進地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上を図ろうとするもの。

2 対象団体 (法第2条)

財政力指数が0.46に満たない都道府県

3 引上率の算定方法 (法第3条)

$$1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数}}$$

但し、適用団体の負担割合が10%未満となるときは、上の式による引上率にかかわらず、当該適用団体の負担割合を10%となるように定める。

4 補助率差額の交付時期

法施行令第3条1、2項に、以下のとおり規定されている。

直轄事業：適用団体が納付すべき負担金を当該年度に納付(翌年度精算あり)

補助事業：事業の翌年度に交付(翌年度の交付もあり)

5 適用団体数と引上率実績の推移

適用団体数 引上率	(単位：億円)					
	H20	H21	H22	H23	H24	H25 H26
適用団体数	25	21	22	24	27	27
引上額	1,500.8	1,474.3	1,132.0	1,195.9	1,076.5	1,192.8 1,003.8

(※引上額は直轄事業負担金引上額、国庫補助交付金の合算額)

後進特別法 引上りの推移

都道府県名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	差 (H28-H27)
北海道	1.11	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.05	▲ 0.02	
青森県	1.20	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.17	1.17	1.17	1.16	1.16	1.15	▲ 0.01		
岩手県	1.20	1.20	1.19	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.18	1.17	1.16	1.14	▲ 0.02		
宮城県	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
秋田県	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	▲ 0.01		
山形県	1.18	1.18	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.16	1.15	▲ 0.01		
福島県	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.04	1.03	0.00		
栃木県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
群馬県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
埼玉県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
千葉県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
神奈川県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00		
新潟県	1.10	1.10	1.10	1.09	1.07	1.04	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.06	▲ 0.03	
富山県	1.12	1.12	1.11	1.09	1.05	1.01	1.00	1.00	1.01	1.03	1.04	1.04	1.03	▲ 0.02	
石川県	1.08	1.08	1.08	1.07	1.05	1.01	1.00	1.00	1.00	1.02	1.04	1.03	1.02	▲ 0.02	
福井県	1.12	1.13	1.14	1.12	1.10	1.07	1.05	1.04	1.06	1.09	1.11	1.10	1.10	0.00	
山梨県	1.14	1.14	1.14	1.12	1.09	1.05	1.03	1.04	1.07	1.10	1.11	1.10	1.10	0.00	
長野県	1.05	1.06	1.07	1.07	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03	1.03	1.02	1.01	▲ 0.01	
岐阜県	1.03	1.03	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
静岡県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
愛知県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
三重県	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
滋賀県	1.01	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
京都府	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
大阪府	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
兵庫県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
奈良県	1.13	1.13	1.13	1.11	1.07	1.05	1.03	1.03	1.05	1.07	1.08	1.07	1.06	▲ 0.01	
和歌山県	1.21	1.21	1.20	1.18	1.17	1.15	1.15	1.14	1.15	1.16	1.18	1.17	1.17	0.00	
鳥取県	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.22	1.22	1.23	1.23	1.24	1.24	1.24	0.00	
島根県	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	0.00	
岡山県	1.07	1.07	1.06	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
広島県	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
山口県	1.11	1.11	1.12	1.10	1.06	1.01	1.00	1.00	1.03	1.06	1.07	1.07	1.06	▲ 0.02	
徳島県	1.19	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.18	1.17	▲ 0.01	
香川県	1.10	1.10	1.09	1.07	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.04	1.03	1.02	▲ 0.02	
愛媛県	1.14	1.15	1.14	1.12	1.10	1.07	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.08	1.07	▲ 0.01	
高知県	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	0.00	
福岡県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	
佐賀県	1.19	1.18	1.18	1.17	1.16	1.14	1.14	1.14	1.16	1.16	1.17	1.17	1.16	▲ 0.01	
長崎県	1.22	1.22	1.22	1.21	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18	1.18	1.17	▲ 0.01	
熊本県	1.15	1.15	1.15	1.13	1.11	1.09	1.08	1.09	1.11	1.12	1.12	1.11	1.10	▲ 0.01	
大分県	1.19	1.19	1.18	1.17	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.13	1.14	1.14	1.13	▲ 0.01	
宮崎県	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.17	▲ 0.01	
鹿児島県	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.17	1.17	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18	1.17	▲ 0.01	
沖縄県															
団体数	33	32	31	30	27	25	21	22	24	27	27	27	26	23	▲ 3

適用除外

6 対象となる事業（政令第1条）

対象施設	対象事業
1 河川	一級河川及び二級河川に係る小規模河川改修事業（総額5千万円未満以外のもの）
2 海岸	海岸保全施設に係る直轄事業及び一部の補助事業
3 砂防	直轄砂防事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川流域におけるものに係る補助砂防事業
4 林地荒廃防止施設	森林保安施設事業で土砂の流出又は崩壊を防止するための事業のうち、直轄事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川の流域における補助事業
5 地すべり防止施設	直轄地すべり防止事業及び一級河川又は二級河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助地すべり防止事業
6 急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊防止事業のうち、シラス対策に係る補助事業
7 林道	興地幹線林道の開設事業
8 道路	高速自動車国道、一般国道及び都道府県道に係る事業のうち、土地区画整理事業として行われるもの及び特殊改良事業以外のもの
9 港湾	重要港湾、地方港湾で乙号港湾として指定されたもの及び遊覧港に係る港湾工事
10 漁港	特定漁港整備事業並びに一部の指定漁港整備整備事業及び農林漁業用揮発油税財源替漁港関係整備事業
11 空港	国土交通大臣が設置し、及び管理する国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港（但し、成田、羽田、中部、関西は除く）及び地方管理空港に係る新設又は改良の工事に関する事業
12 農地及び農業用施設	国営土地改良事業のうち、農業用排水施設に係る直轄事業、農業用排水施設、防炎ダム及び湖岸堤防に係る補助事業、浸水防除事業として行われる補助事業、地盤沈下対策事業として行われる補助事業並びに農林漁業用揮発油税財源替農道整備事業、広域営農団地農道整備事業及び畑地帯総合土地改良事業として行われる農業用道路に係る事業等
13 その他	上記の事業以外に掲げる事業 (ア) 新潟地盤沈下対策事業 (イ) 特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画に基づく事業

※公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合の特例を定める措置によって、財政力の乏しい都道府県の負担を軽減する。（過疎地域自立促進特別措置法第15条第9項等）

平成28年度の地方財政措置について(平成27年7月24日、総財調第25号)(抜粋)

(国土交通省)

1 (略)

➤ 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨農林水産省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号)第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

過疎法による過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、**実効性ある対策を切れ目なく講じる必要**から、現行の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～)の法期限を平成22年に**平成28年3月末日まで延長(6年間)**。
- 3 平成24年に東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、法の期限を平成33年3月末日まで**再延長(5年間)**。
- 4 平成26年に平成22年の過疎法改正時の衆参総務委員会の決議等を踏まえ、平成22年国勢調査結果を用いた過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の拡充。

II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～・平成22年延長・平成24年再延長・平成26年一部改正)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること**を目的とする。

III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件：(例)S40～H22(45年間)の人口減少率33%以上。 かつ
財政力要件：(例)H22～H24の財政力指数0.49以下。

【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H28.4.1)	797	1,718	46.4%
人口(平22国調:万人)	1,136	12,806	8.9%
面積(平22国調:km ²)	221,911	377,950	58.7%

- ①産業の振興 ②交通通信体系の整備 ③生活環境の整備
④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ⑤医療の確保
⑥教育の振興 ⑦地域文化の振興等 ⑧集落の整備
⑨その他(自然エネルギー、防災等)
※上記事業に係る基金積み立ても可能

IV 過疎法に基づく施策

過疎対策事業債による支援(H28計画額4,200億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))

- ・ H22年法改正により、H22年年度から、**ハード事業を拡充**するとともに、新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とした。
- ・ H26年法改正により、H26年年度から、**さらにハード事業を拡充**した。

①市町村所有の貸工場・貸事務所 ②地域鉄道 ③一般産業物処理のための施設 ④火葬場 ⑤障害者福祉施設 ⑥公立小中学校の屋外運動場及びプール ⑦市町村立高等学校の校舎等 ⑧市町村管理の都道府県道

①認定こども園 ②市町村立の幼稚園 ③図書館
④自然エネルギーを利用するための施設

※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業 振興 施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生 施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通 通信 施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育・ 文化 施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校、義務教育学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)		<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 	

2 地方債計画額

平成28年度4,200億円(対前年度(当初)100億円、2.4%増)
平成27年度4,100億円(当初)、4,240億円(改定後)

過疎対策事業債(ソフト分)について

1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)
 - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
 - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
 - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業(診療所開設費用補助)
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)



※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策等

④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)



2 発行状況等

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能

※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出
最低限度額は3,500万円

年度	発行額A	発行限度額B	活用率A/B
H22	379	662	57.3
H23	458	702	65.2
H24	566	727	77.8
H25	616	745	82.6
H26	686	769	89.3
H27	709	769	92.2

←弾力運用(2倍)開始

<根拠> 過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項において地方財政法第5条の特例として規定。

辺地法による辺地対策

1 辺地法の経緯

- 昭和30年代、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他のへんぴな地域は、他の地域に比較して、住民の生活文化水準が著しく低位
 - ⇒ 相当数の住民が石油ランプを用い、天水を飲み、医者の手当てすら満足に受けられない状況
- こういった地域とその他の地域の格差は正にあって、個別法による独自の行政目的による財政支援ではなく、総合的な見地に立って、計画的、かつ、速やかに施設整備を実施する必要があることから「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年4月25日法律第88号)」を制定

2 辺地法の目的（法第1条、2条）

辺地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域をいう。）を包括する市町村について、**当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。**

3 辺地の要件（政令第1条、規則2条、3条）

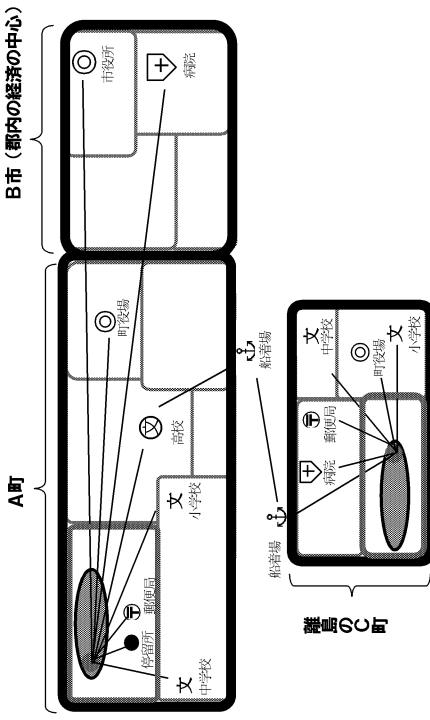
- ① 「人口要件」
地域の中心を含む5km以内の面積に50人以上の人口を有すること。
※ 地球の中心： 同百層階段間に整備された平地の3.3m当たり
※ 辺地地域の単位： 地方自治法第260条の市町村の区域内の町若しくは字又は相互に隣接する2以上の町若しくは字の区域を単位とする。
- ② 「へんぴな程度」
中心地からの公共施設等までの距離等のへんぴな要素に係る点数が100点以上

辺地数 (H28.3.31)	6,137
うち計画(策定予定を含む)を有する辺地	2,292
うち辺地を有する市町村数 (H27.3.31)	977
人口 (H22年国調、万人)	163
面積 (H22年国調、km ²)	81,540
辺地地域の割合	56.9%
人口	1.3%
面積	21.6%

4 財政上の特別措置

- 総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備の財源として地方債の発行が行われる。
 - ⇒ 辺地対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村毎に同意。
- その元利償還金の80%は、普通交付税の基準財政需要額に算入
- 地方債計画額：H28年度465億円
H27年度465億円(当初)、481億円(改定後)

辺地のイメージ



- ……市町村の区域
- ……市町村の区域内の町若しくは字
- ……市町村の区域外の町若しくは字における地域の中心
- ……地域の中心を含む5km以内の面積
- ……辺地(地域の中心から公共施設等までの距離等)によるへんぴな程度が100点以上の市町村の区域内の町若しくは字

Aの要素に係る距離をそれぞれ単位距離で除して得た点数

本土の場合	離島の場合
1. 停留所 3km÷0.20=15.00	なし 0点
2. 小学校 5km÷0.33=15.15	2km÷0.17=11.76 12点
3. 中学校 5km÷0.67=7.46	2km÷0.33=6.06 7点
4. 高校 10km÷2.00=5.00	20km÷2.00=10.00 10点
5. 病院 20km÷0.33=60.61	5km÷0.17=29.41 30点
6. 郵便局 2km÷0.67=2.99	1km÷0.33=3.03 4点
7. 町役場 15km÷1.33=11.28	2km÷0.67=2.99 3点
8. 市役所 20km÷3.33=6.01	20km÷3.33=6.01 7点
9. 船着場 なし 0点	5km÷0.27=18.52 19点
10. 本土の発着場 なし 0点	14km÷0.50=28.00 28点
	116点

Bの要素に係る該当点数

1. 交通機関が線番により90日以上運休	なし
2. 本土までの月間平均乗船航行回数	なし 0点
3. 携帯電話が一社も通じない	なし 10点
4. 特定産興山村	25点
	30点
	181点

※ 点数が50点以上となるときは、50点とする。

辺地対策事業債の概要

辺地対策事業債は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地を有する市町村が、総合整備計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

辺地対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の80%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

10	産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道 ○地場産業の振興に資する施設 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、幼保連携型認定こども園、児童館 ○母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
	交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程のスクールバス・ボート、寄宿舎、教職員住宅、学校給食施設・設備、へき地集会室 ○公民館その他の集会施設
				○電灯用電気供給施設

2 地方債計画額

平成28年度 465億円 (対前年度同額)

平成27年度 465億円 (当初)、481億円 (改定後)

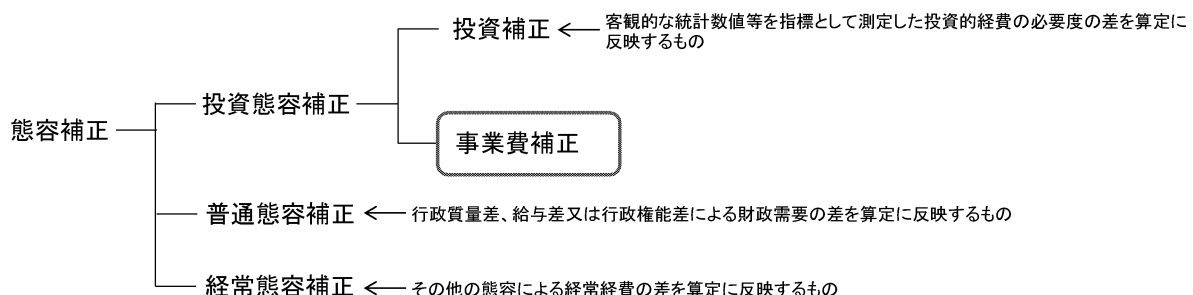
事業費補正について

平成28年7月21日(木)
総務省 自治財政局 交付税課
理事官 進 龍太郎



事業費補正について

- 普通交付税の基準財政需要額の算定は、費目ごとに「単位費用」×「測定単位の数値」の算式によって計算されるが、自然的・社会的条件の違いによる行政経費の差を反映させるため、補正係数により測定単位の数値を割増し又は割落としている。
- 補正係数の一つとして、地方団体の都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて、財政需要が異なる状況を算定に反映しようとする「態容補正」があり、さらに「態容補正」は以下のように分類される。



【事業費補正】： 地方団体の公共事業費の地方負担額等、実際の投資的経費の財政需要を反映するもの。

事業費補正の沿革

- 地方財政平衡交付金制度以来、当初の地方交付税制度においては、標準的な施設における減価償却費を単位費用に算入する減価償却費算入方式を採用。(静態的な方法)
 - 一方、減価償却費算入方式は標準的な施設がすでに整備されている前提で算定するものであり、公共施設の整備が遅れている後進地域の団体においては、必要な投資財源が確保できないという問題が発生。→昭和31年度から道府県分について特別態様補正(俗に後進地補正と呼ばれた)が適用。(投資的経費の動的算定)
- 合理的かつ妥当な水準、標準的な経費⇔必要な財源を保障
- 昭和37年度から、港湾費及びその他の土木費中の海岸費について、公共事業費の当該年度の地方負担額の一部を直接基準財政需要額に算入する当該年度事業費補正が適用。(その後、河川、道路等に拡大)
 - 昭和44年度に減価償却費方式は廃止し、標準事業費等を一定の計画に従って算入する計画的事業費算入方式を導入。また、経常経費と投資的経費を分別し、当該年度事業費補正の対象を拡大するとともに、元利償還金に対する事業費補正を導入。
 - 昭和51年度から、オイルショックによる地方財政の悪化により、当該年度の交付税措置額の不足を補うため、投資的経費の地方債振替(財源対策債の発行)。
 - 昭和59年度から、地域的な課題を解決するための地方単独のプロジェクトに対し、まちづくり特別対策事業が開始され、元利償還金の一部を基準財政需要額に算入する方式が採用。

内需主導型の経済成長を目指す、バブル崩壊後の経済対策→地方単独事業の拡大

2

事業費補正の適否に係る議論

景気対策にもかかわらず景気回復せず、国・地方ともに財政状況の悪化

事業費補正の問題点

- ① 政策誘導効果がある
 - ② モラルハザードにつながっている
 - ③ 無駄な公共事業の実施の原因となっている

事業費補正の必要性

- ① ダム建設等の地域偏在性が強い事業に対し、的確な財政措置が可能
 - ② 財政力の弱い団体においても、小中学校建設のような不可欠かつ経費が多大な事業が可能
 - ③ 廃止した場合、先発地域と後発地域との間に不公平が発生
 - ④ 港湾等、事業効果が周辺地域にも広く及ぶものについては、事業実施地域に共有財源により的確な財源措置を行う方が、事業を実施していない周辺地域にも一律に財源措置するよりも公平
 - ⑤ 災害復旧、学校耐震化、経済対策等、国の重要政策には的確な財源措置が必要

- ・地方分権推進計画(H10)
 - ・地方分権推進委員会最終報告(H13)
 - ・地方分権改革推進委員会第4次勧告
 - ・行政刷新会議「事業仕分け」(H21)

等において見直しの要請。

地方六団体から
事業費補正継続の要望

3

事業費補正見直しの概要について

- 骨太の方針(平成13年6月26日閣議決定)において、「地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである」とされていることを受け、平成14年度から地方債の元利償還金について、事業費補正方式等による交付税算入率や地方債充当率を見直し。
- その後、平成15年度から平成21年度にかけ、順次各種事業債に係る事業費補正を廃止。
- 平成22年度において、地方分権改革推進委員会第4次勧告において、事業費補正について、財政力が弱い地方自治体において財政力が弱い地方自治体における事業の執行等にも配慮し、可能な限り縮減する方向で検討すべきとされたことを踏まえ見直し。
- 平成23年度において、引き続き、各種事業債に係る事業費補正の廃止・縮減を実施。
- 平成27年度において、今後急激な人口減少が見込まれる中で、高度成長期に建設した公共施設の老朽化対策、とりわけ施設の統廃合が求められることを踏まえ、公共施設の統廃合に係る事業について、事業費補正を新たに講じる。

←喫緊の課題であって、団体間で事業量の差があると見込まれるものについて、各団体の財政需要を的確に算定するため。

4

平成14年見直し内容

公共事業

- (1) 地方債の充当率を原則90%(財源対策債を含む)に引き下げ(従前95%)
- (2) 地方債に係る事業費補正等の算定による算入率を引き下げるとともに、その分を標準事業費方式(人口等の測定単位に応じた算入措置)に振り替え。
 - (A類型) B類型に属するものを除き、次の通り事業費補正等の算入率を引き下げ(河川改修、海岸、農道、ほ場整備等)
算入率(対地方負担額)概ね60~70% ⇒ 30%(従来の概ね1/2)
 - (B類型) 標準事業費方式では、地方負担を的確に捕捉できないものにつき、例外的に引き下げ率を緩和(港湾、ダム等)
算入率(対地方負担額)概ね60~70% ⇒ 45%(従来の概ね2/3)

具体的には、

財源対策債元利償還金の公債費方式による算入率(A, B共通)	50%(従来80%)
通常債(充当率原則30%に統一)元利償還金の事業費補正による算入率(原則)	上記A類型0%
	上記B類型50%

地方単独事業

- (1) 地域総合整備事業債を廃止
- (2) 喫緊の政策課題である重点7分野に対象事業を限定した「地域活性化事業」を創設(ハコ物は原則対象外)
- (3) 地域活性化事業債の充当率は75%、元利償還金の算入率は30%(従前の「地域総合整備事業債」は充当率75%~90%、算入率は財政力に応じ30~55%)
- (4) 旧地域総合整備事業については、平成13年度以前の既発債に係る元利償還金及び平成13年度までに着手済みの事業については、経過的に従来どおりの財政措置を行う。

5

平成15年以降見直し内容

○ 平成15年度から平成21年度にかけて、以下の事業費補正を廃止又は縮減。

- 平成15年度 : 河川等関連公共施設整備促進事業債(都道府県分)
- 平成16年度 : 臨時河川等整備事業債(一般分)
- 平成17年度 : 臨時高等学校整備事業債(都道府県分)
- 平成18年度 : 住宅市街地総合整備促進事業債(都道府県分)
- 平成19年度 : 住宅市街地総合整備促進事業債(市町村分)
- 平成20年度 : 臨時高等学校整備事業債(市町村分)
- 平成21年度 : 地下鉄建設事業等(当該年度事業費補正)(市町村分)

○ 平成22年度の抜本見直し

○全国偏在、先発・後発団体間の不均衡等の問題の生じない事業の見直し

【補助事業】港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム等

【地方単独事業】地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生等

○交付税制度との関係上必要な地方債(臨時財政対策債、減収補てん債、財源対策債、補正予算債)、個別の事業法に特別な財源措置が定められているもの(過疎辺地債等)、国民の生命・安全に係るもの等(災害復旧事業債等)は、現行制度を継続

平成23年度 : 消防広域化事業、地下鉄事業(出資金・補助金)、防災対策事業(「特に推進すべき事業」)、地域活性化事業(「合併の円滑化」)、施設整備事業(算入率引下げ)

社会資本整備総合交付金について

平成28年11月15日(火)
総務省 自治財政局 調整課
課長補佐 志賀 真幸



地方分権推進委員会 第5次勧告（平成10年11月19日）

- ◎ 個別補助金を交付する事業は、国直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定
- ◎ その他の事業については、以下の2種類の「統合補助金」を創設
 - ① 地方団体の計画内容に応じて国が配分額を決定するが、個所付けは実施しない。
（地方団体は計画の範囲内で事業箇所や内容を変更可能）

＜想定分野＞ 二級河川、都市公園、下水道、農業農村整備 等
 - ② 一定の政策目的のため、複数の事業を地方団体が主体的・一体的に実施できる仕組みの創設

＜想定分野＞ まちづくり、住宅関連施策

⇒ 平成12年度予算から、「統合補助金」を創設（予算額約6,000億円）

※ ただし、運用上、所管省庁の関与は存続し、地方団体からは、「従来とかわらない」との評価

⇒ この後の交付金化に引き継がれるアイデア

まちづくり交付金の創設（平成16年度）

- ◎ 国庫補助金の廃止・縮減を進める三位一体改革の流れを受け、補助金の枠組みの中で地方団体の裁量を拡大する交付金化の取組が進展
- ◎ その最初の例として、平成16年度には、市町村にとってより使い勝手のよい制度となるよう、都市再生特別措置法の改正により、「まちづくり交付金」を創設

<都市再生特別措置法の改正内容(平成16年4月)>

① 市町村の創意工夫が活かせる新たな「まちづくり交付金」の創設

- | | | |
|---|---|---|
| <p>(補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象施設等の種類は限定 ○ 施設別に一件審査 ○ 国の詳細な事前関与 | ⇒ | <p>(交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の提案に基づく事業も対象 ○ 計画を一体として採択 ○ 事後評価重視へ |
|---|---|---|

② 市町村にまちづくりに関する権限をできる限り一体化

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が決定する都市計画 ○ 国道・都道府県道に関する事業 | ⇒ | <p>都市再生に必要な場合、都道府県等の同意を得て市町村が決定・実施</p> |
|---|---|--|

③ 行政とNPO法人等の民間まちづくり主体との協働

⇒ 「都市再生」の政策目的実現のため、従来の個別補助金の分野を横断的に対象とし、市町村の計画に基づくパッケージ施策を一体的に支援

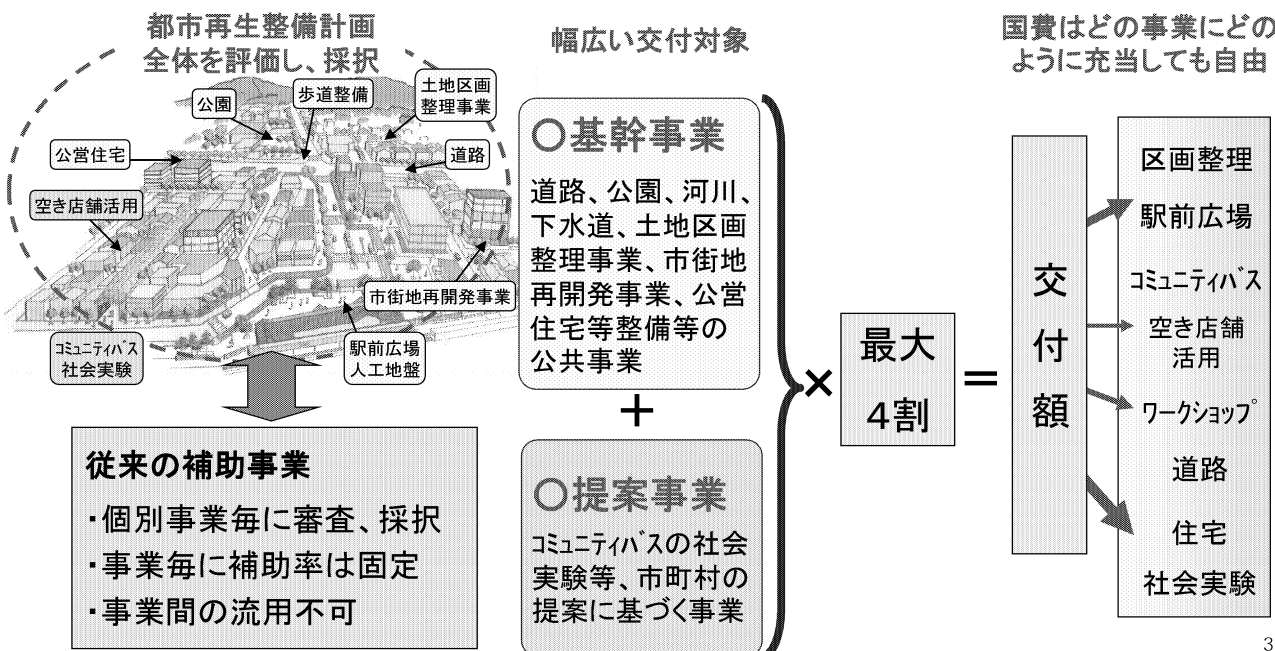
2

まちづくり交付金の概要

【国土交通省作成資料】

- ポイント1 地方の自主性・裁量性の大幅な向上
- ポイント2 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上
- ポイント3 目標・指標の明確化

平成19年度予算
2,430億円(国費)
現在、全国764市町村
1,326地区のまちづくりを支援中
(平成19年4月1日時点)



3

社会資本整備総合交付金の創設（平成22年度）

- ◎ 民主党政権は、野党時代から、政権公約として「一括交付金」の導入を主張
- ◎ 政権交代後の最初の予算編成となった平成22年度予算において、国土交通省所管の個別補助金を原則一括化した交付金として、「社会資本整備総合交付金」を創設
※あわせて、農林水産省所管分野についても、「農山漁村地域整備交付金」を創設

個別補助金を原則廃止

<従前の補助金>

道路、河川、下水道、住宅、砂防、港湾、
海岸、まちづくり…



社会資本整備総合交付金

<交付金の特徴>

- これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- 計画に位置づけられた事業の範囲内で、地方団体が国費を自由に充当可能
- 基幹となる社会資本整備の効果を高める事業についても、創意工夫により実施可能

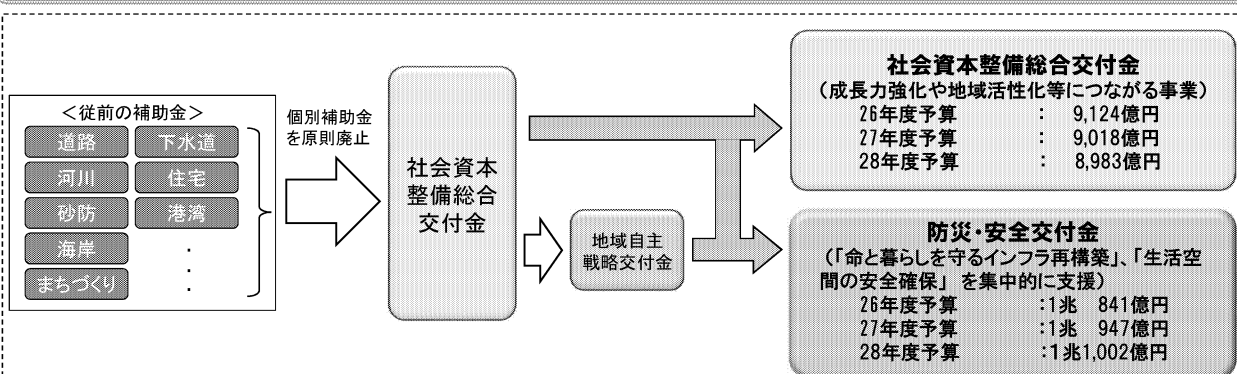
⇒ 「まちづくり交付金」のように一定の政策目的の範囲に限らず、国土交通省所管の個別補助金を原則一括化して支援

4

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

【国土交通省作成資料】

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設

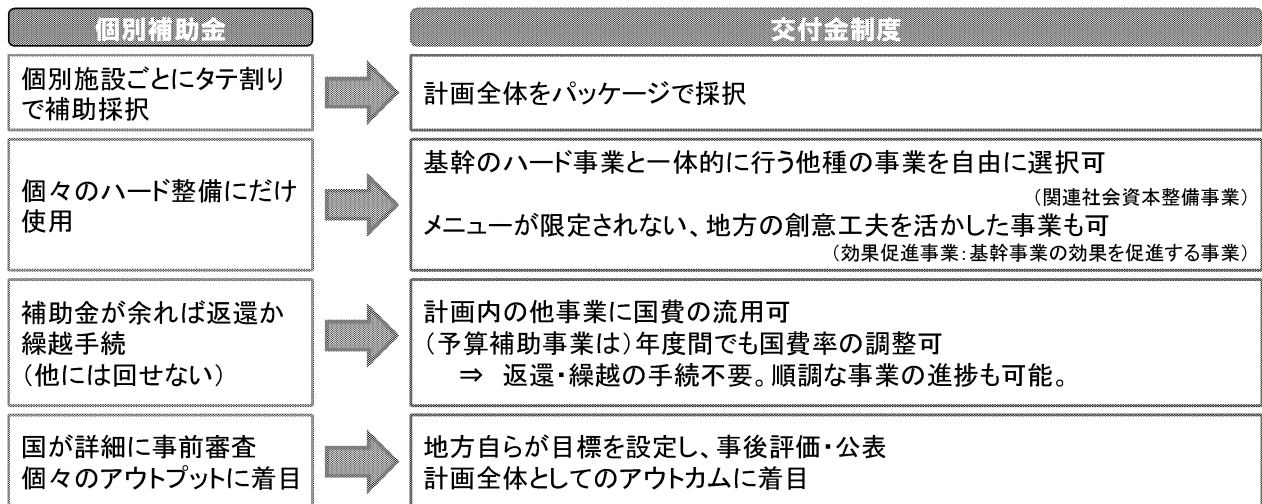


両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

5

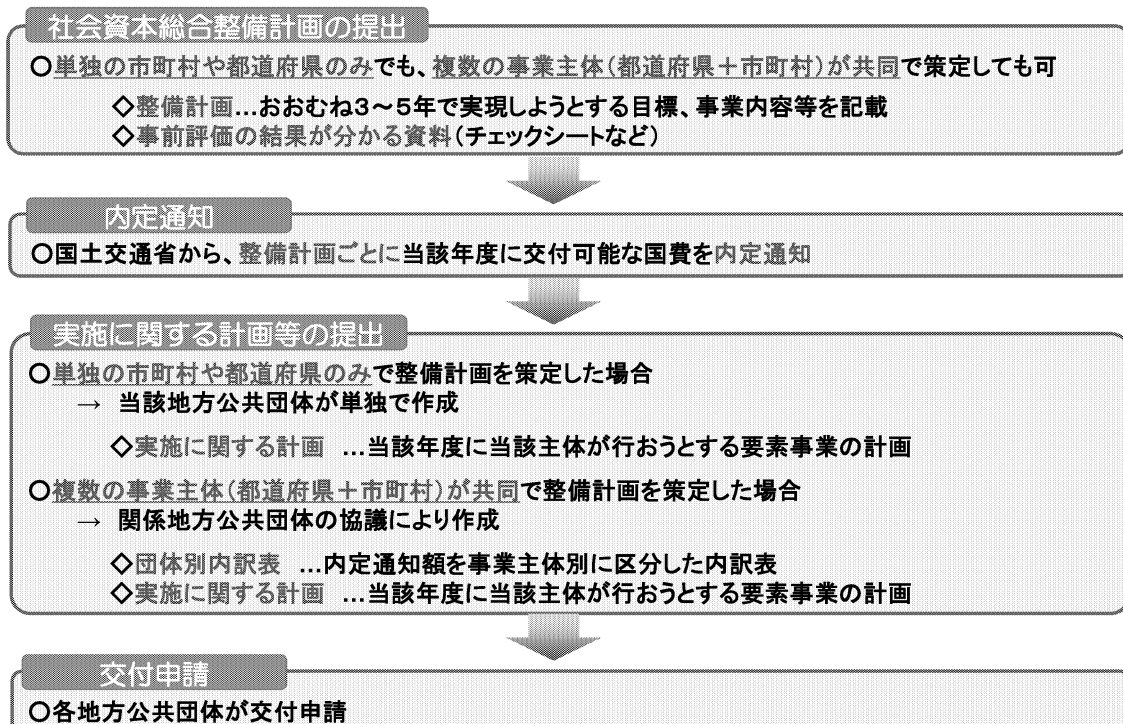
- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上



6

整備計画提出から交付申請までの手続き

【国土交通省作成資料】



7

地域自主戦略交付金の創設（平成23年度）

- 民主党政権は、一括交付金化をさらに推進し、平成23年度予算において、省庁横断的な交付金である「地域自主戦略交付金」を創設
- 平成23年度は、第一段階として、都道府県を対象とし、平成24年度は指定都市を対象に追加

<特徴>

- 窓口を内閣府に一本化
- 客観的指標(対象施設延長・面積等)に基づく配分の導入
※ ただし、年度毎の事業量変動や継続事業に配慮し、平成23年度は1割程度、平成24年度は2割程度の導入
- 所管省庁横断的な予算の活用が可能

<課題>

- 公共事業に必要な予算額は地域の地理的特性や事業進捗状況等の個別事情によって決まるため、客観的な配分を行うと配分額と事業ニーズにミスマッチが生じる
- 事実上、内閣府と所管省庁の双方に申請が必要となり、地方団体にとってかえって手続きが煩雑(※ 自民政権の説明)

⇒ 政権交代により、平成25年度予算から、地域自主戦略交付金は廃止
※ 社会資本整備総合交付金を再編(防災・安全交付金を創設)

8

地域自主戦略交付金

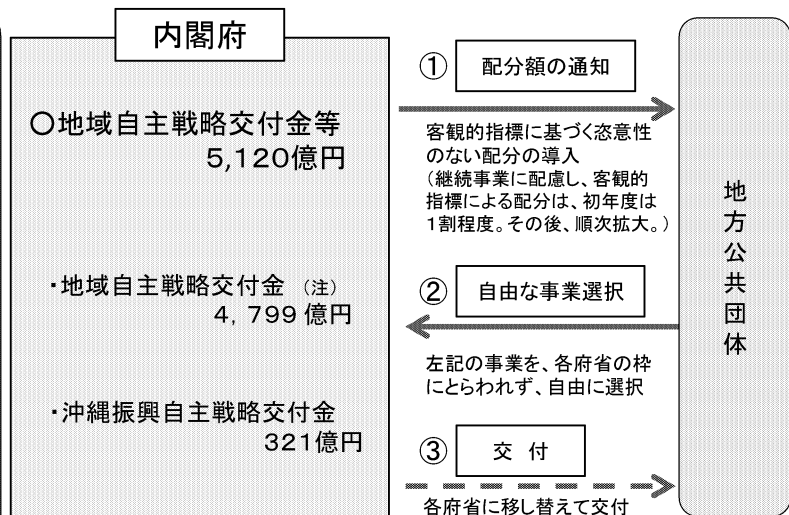
【内閣府作成資料】

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

<対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部 (国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部 (農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部 (警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部 (文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部(環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金(環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金(総務省)

<スキーム>



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。
なお、金額は配分予定額の一部。使途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。

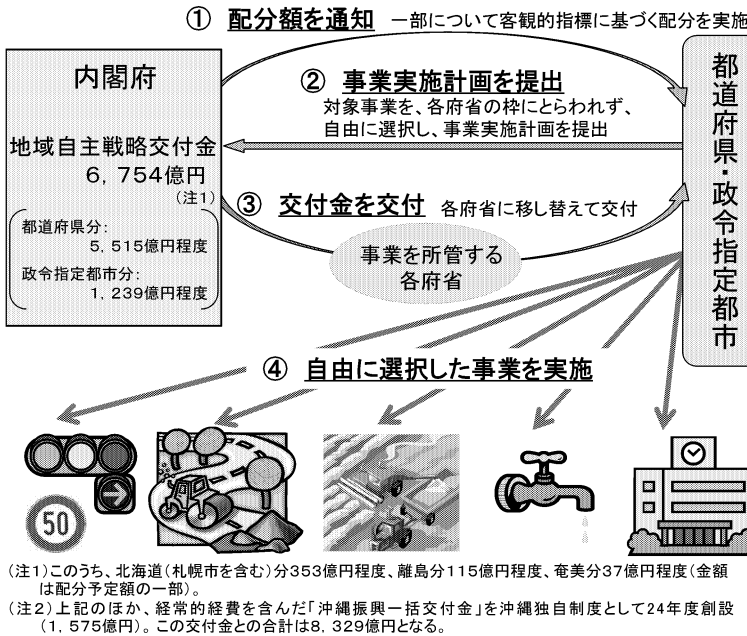
9

地域自主戦略交付金

【内閣府作成資料】

- 地方向けの投資補助金を所管する8府省から拠出を受け、従来の補助事業の一部について、内閣府に一括して予算を計上。各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。
- 平成23年度に都道府県分を対象に創設。平成24年度は、対象事業を拡大・増額したほか、政令指定都市に導入。対象事業は8府省18事業。

<スキーム>



<主な対象事業>

- 交通安全施設整備費補助金の一部(警察庁)【拡充】
 - ◎消防防災施設整備費補助金(総務省)
 - ◎学校施設環境改善交付金の一部(文部科学省)【拡充】
 - ◎水道施設整備費補助の一部(厚生労働省)
 - ◎社会福祉施設等施設整備費補助金の一部(厚生労働省)【新設】
 - ◎農山漁村地域整備交付金の一部(農林水産省)【拡充】
 - ◎農山漁村活性化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
 - 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
 - 水産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】
 - ◎工業用水道事業費補助(経済産業省)
 - ◎社会資本整備総合交付金の一部(国土交通省)【拡充】
 - 自然環境整備交付金(環境省)【拡充】
 - ☆循環型社会形成推進交付金の一部(環境省)【新設】
- ◎:都道府県及び政令指定都市を交付対象
○:都道府県を交付対象 ☆:政令指定都市を交付対象

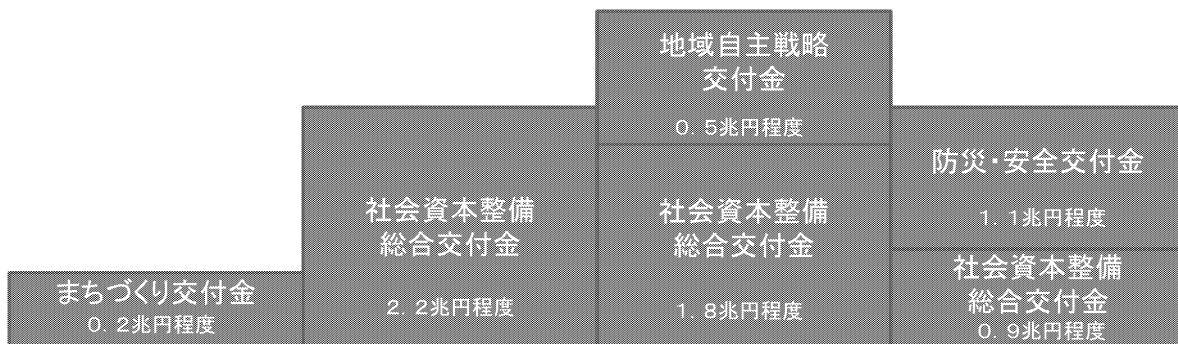
社会資本整備総合交付金の経緯

【平成16年～】

【平成22年～】

【平成23年～】

【平成25年～】



【背景】
三位一体改革を受けた補助金の交付金化

【概要】
政策目的の下での分野横断的支援

【背景】
民主党政権の公約である一括交付金化

【概要】
政策目的に限らず、国交省所管補助金の一括化

【背景】
一括交付金化の推進

【概要】
省庁横断的に交付金を一括化

【背景】
自民政権の復活

【概要】
地域自主戦略交付金の課題解消

社会資本整備総合交付金の課題

- ◎ 地方団体からの要望額は年々増加。一方で、予算総額は横ばいであり、要望額に対する配分額の割合が低下
 - ※ 財政審からは、地方団体は措置率を見越して要望額を上乗せしているとの指摘
- ⇒ 地方団体にとって、どのような内容の計画に対して優先的に配分がされるのか、予見可能性が低下していることが課題ではないか

＜社会資本整備総合交付金に関する平成28年度からの見直し内容＞

- 道路、河川などの事業類型ごとに、交付金を重点的に充てるべき事業内容を明確化
 - ＜重点配分対象の例＞
 - ・ ストック効果を高めるアクセス道路の整備
 - ・ 立地適正化計画に基づく事業(コンパクトシティ)
 - ・ 橋梁等の老朽化対策 等
- 上記に特化された計画に対し、交付金を重点配分

⇒ 平成29年度予算各府省申入れにおいて、国土交通省に対し、以下の取組を要請

- ◎ 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、平成28年度から実施している政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費を確保されたいこと。なお、交付金の重点配分の対象となる好事例の横展開についても取り組まされたいこと。

社会資本整備総合交付金等の要望額・配分額等の推移

【財政制度等審議会
財政制度分科会 資料】

- 地方公共団体からの要望額は年々増加傾向にあり、要望に対して配分される金額の割合は年々低下傾向にある。
- 一方で、「整備計画」の件数は要望額ほどには伸びていない。「整備計画」当たりの要望額が増えているということは、効果の薄い事業内容が新たに追加されていたり、消化できる金額以上の要望を行っていたりする場合もあるのではないか。

